

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

問課税課(内線2337)

## 申告が必要な方／

- 平成29年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成29年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

## 申告期限／

平成29年1月31日(火)

## 申告方法／

- 平成28年度に申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。
- 平成28年度に電算申告をした方、新たに申告する方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

- ※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。
- ※昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しています。新たに申告する方や、申告用紙が届かない方はご連絡ください。

## 償却資産とは…

個人・法人で工場や商店を経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品などのことです。  
土地や家屋、自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

## ◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、看板、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など
建設業	重機(パワーショベル、フォークリフトなど)、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍・冷蔵機付きを含む)、日よけなど
医(歯科)業 獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	外構工事(門扉・緑化設備など)、受変電設備など
美容業	理容・美容椅子、洗面・消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類



# こ・ん・に・ち・は 赤・ち・ゃ・ん

## HAPPY BIRTHDAY

12月生まれ

### 2月で1歳になる赤ちゃんを募集!!

- 申①誕生日、②住所、③氏名(ふりがな)、④電話番号、⑤一言(25文字以内)を記入し、写真を添えて広報広聴課へ郵送、メール(kouho@city.tsuchiura.lg.jp)または直接  
 1月31日(火)  
 ※2月上・中旬号に掲載します。応募写真は返却できませんので、ご了承ください。

### 応募のお願い

#### 3ポイント

- ①お名前、町名、一言のすべてを掲載可能な方のみご応募ください。
- ②胸より上がすべて写っている写真(大きさはこちらで調整します)
- ③25文字には記号(!、♡、♪)なども含まれます。

